

アイヌ政策推進交付金事業 「平取町アイヌ文化のブランド化推進事業」
業務仕様書

1 業務名

アイヌ政策推進交付金事業 「平取町アイヌ文化のブランド化推進事業」

2 業務の目的

二風谷のアイヌ工芸の認知度を高め、商品開発による商品構成の多様化、工芸家の収入増につながる販売形態の拡充、二風谷アイヌ工芸の差別化方策、二風谷への誘客による産地の活性化の取組に重きを置き、広く多様な人々に二風谷のアイヌ工芸品が届けられる様々な取組を通じて、「100 年の歴史を次の 100 年に」をテーマに展望のある将来像と高い信頼性に裏付けられたアイヌ工芸の里を目指し、アイヌ工芸の持続的発展とアイヌ文化の理解促進を図ることを本事業の目的とする。

3 業務の概要

本事業の第一期では、コロナ禍における移動制限により積極的な誘客が難しく、地元でのプロモーション活動が十分とは言えなかつたことから、外的な影響に左右されない Web サイト等を通じた情報発信を強化するとともに、オンラインショップを拡充するほか、アイヌ文化伝承の地二風谷の PR とアイヌ工芸の販売促進を図るイベントを開催する。

また、企業とのコラボレーションによる商品開発や、ブランド化に向けた必要な取組の検討などを行う。

さらに、地元関係者・学識・有識者の参加により、取組への助言と評価を並行し、ブランド確立に向けた全体マネジメントを行う。

4 業務の内容

- (1) 地域ブランディングの推進
- (2) WE B ・ S N S 等によるプロモーションの拡充
- (3) 工芸品オンラインショップの拡充
- (4) 企業とのコラボレーションによる商品開発
- (5) アイヌ文化と工芸品の P R 販売イベントの実施
- (6) 協議会の運営
- (7) 業務報告書の作成

5 業務期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 21 日（金）まで

6 成果品

- (1) 業務完了報告書 1部
- (2) 本業務で作成した報告書、提案書等（紙媒体及び電子データ） 5部
- (3) 本業務で取得した権利等に係る一切の関係書類

7 対象経費

- (1) 予め収入を見込んだ営利目的の取り組みは対象としない。
- (2) 委託事業の委託先が委託事業を実施する際に必要となる機械、器具等については、基本的にリースあるいはレンタルにより対応することとし、リースあるいはレンタルによる対応が困難な場合に限り、委託事業の委託費に含まれる当該機械、器具等の取得等（取得価格又は効用の増加価格が50万円未満の場合に限る。）に係る経費を認めるものとする。

8 その他

- (1) 業務は本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 事業受託者は業務の実施にあたっては関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 事業受託者は業務の実施にあたっては発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 事業受託者は業務の進捗について、発注者に対して概ね2週間毎に進捗状況を報告すること。
- (5) 事業受託者は業務の一部を再委託するときは、予め発注者に書面により報告し、発注者の承認を得ること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項や、業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (7) 事業受託者は本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む）を、業務完了後、直ちに平取町に無償で譲渡すること。
- (8) 事業受託者は本業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシーまたは肖像権、パブリシティ権、その他権利を侵害しないこと。
- (9) 事業受託者は本業務を通じて知りえた個人情報や業務上の秘密を第三者に漏えいすること並びに資料及びデータの紛失、滅失、毀損及び盗難等を防止するために必要な措置を講じること。

以上